

お知らせ 各種相談

6月は「就職差別撤廃月間」です
「くしない させない 就職差別」

就職の面接で、本人や家族の出身地、職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆さんのご理解をお願いいたします。

■ 就職差別110番を開設します

採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

電話 番 6210-9518

(月間中(閉庁日を除く)9:30~17:30)

メール koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp

(Eメールでの相談受付は月間中随時)

問合せ 大阪府商工労働部雇用推進室 番 6210-9518

後期高齢者医療保険料決定通知書の
主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方で希望される方が対象です。ご希望の方は、区役所保険年金担当に電話でお申し込みください。更新のお申し込みは不要です。転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みが必要です。

申込時にお聞きする事項 住所、氏名、生年月日

問合せ 窓口サービス課 番 6977-9956

令和6年度の国民健康保険料について

令和6年度(令和6年4月から令和7年3月)国民健康保険料の決定通知書を、区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくは区役所保険年金担当へお問い合わせください。なお、令和6年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、令和6年度より「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。

令和6年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料 (世帯あたり)	34,803円	11,091円	
均等割保険料 (被保険者 あたり)	被保険者数 ×35,040円	被保険者数 ×11,167円	介護保険第2号 被保険者数 ×19,389円
所得割 保険料	被保険者(介護分保険料は介護保険 第2号被保険者)ごとに「昨年中総所得 金額-43万円」の		
	9.56%	3.12%	2.64%
最高 限度額	65万円	22万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。

問合せ 窓口サービス課 番 6977-9956



児童手当 現況届について

毎年6月1日における状況を公簿等で確認できる受給者については、原則、現況届の提出が不要となります。ただし、現況届が必要となる受給者の方へは、個別に送付しますので、お早めに保健福祉課(こども福祉)へご提出ください。現況届を提出されない場合は、令和6年6月分(令和6年10月支払分)以降の手当の支給が停止されます。そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。また、令和6年10月分手当から制度拡充が予定されていますが、手続きの方法など詳細については大阪市HP等でお知らせします。

問合せ 保健福祉課 番 6977-9156

介護保険利用者負担限度額
認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日です。更新希望の方は6月28日(金)までに申請してください。なお、非課税年

金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付し申請してください。

問合せ 保健福祉課 番 6977-9859

令和6年度 市民税・府民税・
森林環境税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は7月1日(月)です。なお、3月16日(土)以降に所得税の確定申告または、個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。詳細は、大阪市HPをご確認ください。

大阪市 個人市民税のお知らせ 検索

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ

個人市民税担当 番 4397-2953

(平日9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00))

東成区役所での各種無料相談(6月1日~7月10日) 対象 大阪市民の方
※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	6月 6日、13日、 20日、27日 7月 4日 すべて木曜 13:00~17:00	事前予約 《事前オンライン予約(先着4名)》 相談日13日前9:00から相談日9日前17:30 《事前電話予約》番050-1808-6070 相談日1週間前(祝日の場合はその前開庁日)の正午から相談日前日の17:00まで。 (自動音声で24時間受付・先着順) 予約方法は こちらから 問合せ 総務課 番6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に 関する登記、その他法律相談) 定員 12人	6月 23日(日) 毎月第4日曜 9:30~12:30	事前予約 《事前オンライン予約(先着6名)》 前相談日の翌日9:00から当月10日17:30 《事前窓口・電話予約》 6月11日(火)9:00から21日(金)17:30ま で、区役所3階総務課窓口または電話で予 約受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 番6977-9683
行政相談 (国の仕事や サービスに ついての相談) 定員 4人	6月 21日(金) 13:00~15:00	事前予約 6月14日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 番6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の 相談)	6月 5日(水) 7月 3日(水) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所1階ふれ愛パンジーに直接お越しください。 問合せ 総務課 番6977-9683
不動産相談 (賃貸、売買契約、空家問題等 不動産に関する一般的な相談)	6月 14日(金)、 28日(金) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 番6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場での トラブル等の相談)	6月 19日(水) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 番6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15~17:30	事前予約 保健福祉課 番6977-9156
相談支援員による 不安や心配ごとの相談	月曜~金曜(祝日除く)9:00~17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口(らいふサポート東成) 番6977-9126
区役所の人権相談窓口 (相談内容に応じた情報提供や他の 専門相談機関の紹介など)	月曜~金曜(祝日除く)9:00~17:30	申 込 区役所4階41番窓口へ直接お越しください。 問合せ 市民協働課 番6977-9005
ごみの啓発・ 相談コーナー 同時開催 ベビー服・子ども服の無料提供、 フードドライブ	6月 27日(木) 14:00~15:00 詳細は こちら フード ドライブ について	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 東部環境事業センター 番6751-5311 ※ベビー服、子ども服が不足しています。汚れがなく、再使 用できるものであれば、少量でも訪問回収しますので、ご 連絡ください。
障がいの いろいろ相談会	6月 14日(金) 13:00~15:00	区役所2階フロア待合へ直接お越しください。 申込 不要 問合せ 保健福祉課 番6977-9857

■ 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、大阪市が推奨等するものではありません。